

経済産業省特定業種石油等消費統計調査票の様式を定める件の一部を改正する告示（案）
に対する意見公募手続の結果について

令和8年10月5日
資源エネルギー庁
長官官房
総務課戦略企画室

「経済産業省特定業種石油等消費統計調査票の様式を定める件の一部を改正する告示（案）」について、令和8年8月10日（月）から同年9月9日（水）まで意見公募手続を実施した結果、5件の御意見が提出されました。

提出意見と当庁の考え方については以下のとおりです。

	提出意見	当庁の考え方
1	フォーマット改正の際には、csvなどを渡すことでPDFに変換可能なAPIも準備してほしい。そうすることで事業者側の負担が減り、余計な費用も抑えられる。	経済産業省特定業種石油等消費統計調査は、オンライン調査の導入や、調査結果を機械判読可能な形式で公表するなど事業者の負担軽減や利用者の利便性向上を図っているところです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
2	様式の改正箇所を具体的に示して意見募集を行うべきである。	意見公募要領にお示したとおり、第7次エネルギー基本計画等において幅広い分野での活用を促進する方針を掲げている水素・アンモニア・合成メタンについて、消費量等を把握し、行政施策の基礎データとして利用するため、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」の対象となる生産品目に水素・アンモニア・合成メタンを追加する等、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の改正を行ったことから、それに合わせて様式についても改正を行うものです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	本案に反対する。 本案は、水素・アンモニア・合成メタンを調査対象に追加するなど、調査票の様式を改正するものであるが、これは事業者に追加の報告義務	経済産業省特定業種石油等消費統計調査は、エネルギー政策の立案、総合エネルギー統計を作成するための基礎資料や国際機関への報告などに活用されております。

	を課し、国民負担を増大させるだけである。統計調査の対象拡大は、企業の事務コストを増やし、最終的に製品価格やエネルギーコストを通じて国民に転嫁される。現状の調査で十分な基礎データが得られている中、これ以上の負担増は容認できない。 また、変更の理由として「第7次エネルギー基本計画等において幅広い分野での活用を促進する方針」を挙げているが、具体的にどのような行政施策にどう活用され、なぜ現行様式では不十分なのかが不明瞭であり、納得できない。曖昧な根拠で規制・義務を強化することは、行政の責任を放棄したものである。 もし本案を実行するのであれば、これに伴う行政コストや関連予算は、ガソリンへの消費税廃止に回すべきである。ガソリンは国民生活に不可欠なエネルギーであり、消費税を課し続けることは不合理である。消費税廃止により国民負担を直接軽減することを優先すべきである。 よって、本案を全面的に撤回し、国民負担軽減を優先する政策を求める。	また、第7次エネルギー基本計画においても2050年カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー源の一つとして、水素・アンモニア・合成メタン等の次世代燃料の導入拡大が位置付けられており、これらの実態を適切に把握し、施策の進捗状況を継続的に確認していくことが重要だと考えております。 一方、現行の調査票では、これら次世代燃料の消費実態を十分に把握することができないことから、本調査に調査項目として追加することとしています。なお、調査事項については、統計の作成に必要な範囲となるよう設定しています。 いただいた御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます。
4	水素を統計調査の対象とするに当たり、以下の点について計上基準や考え方を明確にして頂きたい。 1, 液化水素では無視できない量の蒸発損失(BOG)が発生するため、受入量、消費量及び在庫量の関係が従来燃料と同様に整理できない場合がある。BOGの取り扱いを明確化頂きたい。 2, 水素には燃料としてのエネルギー利用だけでなく、雰囲気ガス等の非エネルギー利用も存在することから、統計上の扱いを明確化頂きたい。 3, 燃料電池(化学反応)における水素利用について、統計上どのように整理するのか明確化頂きたい。	いただいた御意見を踏まえ、本調査への計上基準や考え方は、経済産業省特定業種石油等消費統計調査の記入要領等で整理させていただきます。

	4, オンサイトで製造された水素(水電解水素等)について、受入量や消費量との関係を含めた計上方法を明確化頂きたい。	
5	今回の告示案は、石油等消費統計調査票の様式を一部改正するものと理解しております。しかし、資料には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、制度改正の効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。石油消費統計は、エネルギー政策・災害対応・燃料需給・脱炭素政策の基礎データであり、制度の透明性と実効性を確保するためには、必ず KPI を設定し、継続的に監視する必要があります。 【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】 (1) 提出率・提出遅延率 理由：様式変更が事業者の負担増につながっていないか確認できます。 (2) 記載ミス率（訂正依頼件数） 理由：新様式が分かりやすいかどうかを測れます。 (3) 電子提出率 理由：DX の進展度を測る重要指標です。 (4) データ反映までの期間（速報値作成までの日数） 理由：政策判断の迅速性に直結します。 (5) 統計値の誤差率（前年との比較で異常値が出た割合） 理由：調査票の変更がデータ品質に影響していないか確認できます。 【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】 ●経済産業省（資源エネルギー庁） ・提出件数 ・記載ミス件数	本件は、統計法に基づき実施している経済産業省特定業種石油等消費統計調査について、調査事項等を変更するための調査票様式の改正を行うものです。 本調査は、省エネルギー対策、地球温暖化対策等に係る施策の基礎資料、総合エネルギー統計などの二次加工統計の作成などのエネルギー消費に関する施策の基礎資料となる統計データを作成することを目的として実施しており、これらの成果目標や政策目的の変更を伴うものではないことから、本告示案において調査票様式の改正に係る個別の成果目標や KPI を設定することは予定しておりません。 引き続き、統計法や行政手続法を含む、各種法令に則って、適切に統計行政を進めてまいります。

- ・電子提出率
- ・データ反映期間

●調査対象事業者

- ・提出状況
- ・記載内容
- ・電子提出の可否

●総務省（統計局）

- ・統計品質の評価指標
- ・標準化された統計誤差率

●デジタル庁

- ・電子申請システムの利用状況
- ・DX 標準化の進捗

これらを統合して制度の効果を客観的に検証する必要があります。

【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性】

行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。

しかし今回の告示案は、

- ・成果目標
- ・検証方法
- ・達成期限

が具体的に示されておらず、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分です。

行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。

【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】

高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。

しかし今回の告示案は、

- ・経済産業省単独で完結しており、
- ・総務省（統計法）
- ・環境省（脱炭素政策）
- ・デジタル庁（DX）

との連携の記述がありません。

石油消費統計は複数省庁が関わる領域であるため、

高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高いです。

【5. AI・AX・DX との協調】

石油消費統計は、

- ・電子調査票
- ・データ標準化
- ・AI による需給予測

など、DX と非常に相性が良い領域です。

しかし今回の告示案には、

- ・デジタル庁との協調
- ・DX 推進の記述

がありません。

DX の観点から制度設計が不十分である可能性があります。

【6. 他部署との連携が書かれていない点について】

本来連携すべき部署は以下のとおりです。

- ・総務省（統計法・統計品質）
- ・環境省（脱炭素政策）

- ・デジタル庁（電子申請・DX）
- ・内閣府（エネルギー安全保障）

今後のパブコメ案件では、
「どの省庁と連携し、どのデータを共有するの
か」
を必ず明記するよう促します。

【7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める
事項（EBPM の観点）】

政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として
EBPM および行政事業レビューを実施していま
す。その趣旨に照らし、本案件について成果目
標および客観的な効果検証指標が設定されてい
ない理由を明示してください。

併せて、

- ・成果指標
- ・基準値
- ・目標値
- ・達成期限
- ・予算との連動状況

を設定し、公表してください。

KPI は多ければ良いわけではなく、記録項目が
増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限
の時間とコストで最大の効果を得られるよう、
バランスを考えて制度設計していただくことを
強くお願い申し上げます。

「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によ
って、少なからず人命や生活を守る機会も生ま
れます。スペーシア事故のように、作業への慣
れから緊張感が薄れ、確認不足や手順省略によ
る事故が増える傾向は多くの現場で指摘されて
います。KPI という数値データの増減で危険性
に気づく機会を作ることができます。

また、最初から完璧な KPI を作る必要はありま
せん。まずは 50%程度の完成度を目安に設定

し、2 か月？半年間隔で見直す運用を提案いたします。

【8. 米国行政の KPI 公開例と AI に使わせるためのプロンプト】

米国では、

● U.S. Department of Energy (DOE)
[<https://www.energy.gov/data>] (<https://www.energy.gov/data>)

● U.S. Energy Information Administration (EIA)
[<https://www.eia.gov/>] (<https://www.eia.gov/>)

などが、エネルギー統計の成果指標・KPI を公開しています。

AI に学習させるための簡易プロンプト例：

「以下の米国行政の KPI 公開ページを参考に、日本のエネルギー統計制度に適用可能な KPI 案を作成してください。

●
[<https://www.energy.gov/data>] (<https://www.energy.gov/data>)

●
[<https://www.eia.gov/>] (<https://www.eia.gov/>)

目的：政策効果を客観的に測定し、改善可能な指標を提示すること。」